

## 被扶養者認定基準

健康保険の被扶養者になるには、健保組合に被扶養者として認定されることが必要です。健保組合が、その人が被扶養者としての条件を備えているかどうかを確認し、主として被保険者により生計を維持されていると健保組合が判断したときに被扶養者として認定されます。下記認定要件等について、必ず事前にご確認頂けますようお願いいたします。

## I. 認定要件について

以下の要件全てに該当すると健保組合が判断したときに、被扶養者として認定されます。

No.	区分	要件
1	年齢面	後期高齢者医療制度対象者（原則75歳以上、一定の障害を持つ方65歳以上）でないこと
2	関係面	被保険者から見て3親等以内であること
3	生活面	被保険者の『直系尊属、配偶者（内縁含む）、子、孫、弟妹』以外の場合、同一世帯であること
4	収入面	年収が130万円（60歳以上・一定の障害を持つ方は180万円）未満かつ ①同世帯の場合…被保険者の2分の1未満であること ②別世帯の場合…被保険者からの仕送り額未満であること
5	生計面	①同世帯の場合…生計費の半分以上を被保険者の収入により維持していること ②別世帯の場合…認定対象者個人の収入を超える仕送りを被保険者から受けていること

## II. 年収の考え方について

○給与収入のある方

給与収入の有る方の年収は、税法上の1月～12月の課税収入合計ではなく、申請時点等における収入水準（通勤交通費など非課税分も含む）が将来に向かって継続するとみなし、年額に換算した額となります。そのため、1月から申請時点までの給与収入合計が130万円<sup>\*</sup>を超えていても、退職などで将来の収入が扶養基準内になった場合は、収入面の要件を満たすことになります。また、年間を通して130万円<sup>\*</sup>に抑えるといった働き方の場合であっても、108,334円/月<sup>\*</sup>以上の収入が見込める期間については被扶養者不該当となります。なお、扶養申請時は、直近3ヵ月間すべての実績が108,334円/月<sup>\*</sup>未満であることが必要です。

<sup>\*</sup>60歳以上・一定の障害を持つ方は130万円を180万円、108,334円/月を150,000円/月と読みかえます。

<sup>\*</sup>年収には、給与の他、年金や不動産収入など全ての収入を含みます。

給与収入を確認する書類を提出する際には、直近3ヵ月分の給与明細を提出される方は提出頂いた給与明細全てが108,334円/月未満、60歳以上・一定の障害を持つ方は150,000円/月未満であることが必要です。雇用契約書を提出される方は雇用契約書上で算出される最大給与が108,334円/月未満、60歳以上・一定の障害を持つ方は150,000円/月未満であることが必要です。直近の給与水準を確認するため、源泉徴収票や直近3ヵ月分以外の給与明細等は認定書類として認められません。

○自営業の方

自営業の方の年収は、直近の確定申告書の『総収入から直接的経費を差し引いた額』が将来に向かって継続するとみなし判断します。直接的経費は税法上の経費の『一部』であるため、確定申告書上の「所得」が扶養基準内であっても被扶養者不該当となる場合が有ります。①減価償却費、②貸倒金、③租税公課、④利子割引料、⑤接待交際費、⑥福利厚生費、⑦損害保険料、⑧青色申告特別控除、⑨専従者控除、⑩各種引当金繰入額の項目は直接的経費として認めておりませんのでご注意ください。

## III. 別世帯者（単身赴任時除く）を扶養する場合の仕送りについて

別世帯者への仕送りは、第三者に証明できる方法（自動送金サービス、振込、現金書留等）で毎月継続的に行うことが必要です。証明の出来ない手渡しによる方法や、賞与時にまとめた送金等は認められません。また、仕送り額には、国が公表している標準生計費を基にした最低基準額を設けています。【最低基準額：①別世帯者が無収入のとき…10万円+(別世帯者人数-1)×50,000円 ②別世帯者に収入が有るとき…別世帯者の収入以上かつ別世帯者の収入+仕送り額 $\geq$ (50,000円×別世帯者人数)+50,000円】

## IV. 被扶養者認定日について

被扶養者として認定される日は届出理由により異なります。

①理由が出生の場合…出生日当日

②理由が出生以外（退職等）の場合…健保受付が理由発生日後1ヵ月以内の場合は理由発生日、1ヵ月を過ぎた場合は健保受付日

## V. 条件付認定について

①就労年齢の方、②雇用保険受給延長中の方、③自営業の方等は条件付認定とし、毎年書類提出による状況調査対象とさせていただきます。

## VI. 扶養から外す届出が必要となる時

就職などにより、勤務先で健康保険被保険者資格を取得したとき、扶養認定基準を超える収入が見込めるようになったとき、等は扶養から外す届出が必要となります。届出を行っていない事が被扶養者資格調査等で後から判明した場合は、さかのぼっての扶養資格取消しや、医療費返還請求等の措置を取らせて頂くことがありますので十分にご注意ください。（健康保険法58条、健康保険法施行規則38条）

## 扶養から外す届出が必要となる例

①就職し、勤務先で健康保険資格を取得したとき

②年収130万円（60歳以上一定の障害を持つ方の場合180万円）相当の収入水準が見込まれるとき

60歳未満…月収108,334円以上の給与収入、日額3,612円以上の雇用保険収入等が見込まれるとき

60歳以上…月収150,000円以上の給与収入、日額5,000円以上の雇用保険収入等が見込まれるとき

③後期高齢者医療制度の対象者となったとき

④認定要件上、同世帯であることが必要な人が別世帯となったとき

⑤生計維持関係がなくなったとき

別世帯の被扶養者への仕送りを止めたとき、被扶養者の収入が仕送り額を上回ったとき

被扶養者が結婚し他の人の被扶養者となったとき、

単身赴任以外の理由で被保険者が家族と別世帯となり、仕送りをしていないとき など